

## 改正総合法律支援法の概要

平成28年5月27日成立  
 平成28年6月3日公布  
 公布から2年以内に施行  
 ※大規模災害被災者については平成28年7月1日から施行済

## 民事法律扶助の拡充

現行

## 《資力に乏しい者》

- ・無料法律相談
- ・弁護士費用等の立替援助  
 (資力要件必要+事前の資力審査必要)

資力要件必要+事前の資力確認必要

民事裁判等手続に限定



## 援助の拡充

## 《認知機能が十分でない高齢者・障害者》

- ①認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがあるため、近隣に居住する親族がいないこと等の理由により弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない者

## ・資力を問わない法律相談

※資力のある者は相談料負担

- ②資力に乏しい者のうち、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者

 ・弁護士費用等の立替援助の対象を一定の行政不服申立に拡大  
 (資力要件必要+事前の資力審査必要)

【対象者】大規模災害被災者

【援助内容】

## ・資力を問わない無料法律相談



## NEW!! DV等被害者援助制度の新設

【対象者】

特定侵害行為(つきまとい等、児童虐待及び配偶者からの暴力)を現に受けている疑いがあると認められる者

【援助内容】

資力を問わない法律相談 ※資力のある者は相談料負担  
 (特定侵害行為による被害の防止に関して必要なもの)



## 法テラスの責務の明確化

常勤弁護士の資質の向上等に関する法テラスの責務を明確化